

○倉敷市実証実験サポート事業実施要綱

令和4年3月31日

告示第165号

令和7年4月1日

告示第178号

(目的等)

第1条 この要綱は、市内で先端技術等を活用した実証実験を行う者に対し、予算の範囲内の補助金の交付及び本市が保有する施設等の提供のあっせん等の支援（以下「実証実験サポート」という。）を行うことにより、新たな産業の創出及び本市の魅力の向上を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「先端技術等」とは、AI（人間の使う言語を理解し、若しくはデータ若しくは経験から論理的な推論若しくは学習を行うプログラム又はソフトウェアをいう。）、IoT（物がインターネットに接続し、相互に情報交換をし、及び制御することによって、物のデータ化又はそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す仕組みをいう。）、ロボット（センサー、知能・制御系及び駆動系の3つの要素技術を有する智能化した機械システム及び人間がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアによる自動的な操作によって行うシステムをいう。）、AR（端末機器を通した風景、物、人物等の現実の像に、当該現実の像に係るコンピュータで作成した文字、画像等の情報を重ねて表示することにより、人が当該現実の像から視覚的に得られる情報を拡張する技術をいう。）、VR（人の視覚、聴覚等に対する出力装置、入力装置等を使用することにより、当該出力装置からの視覚的情報に係る空間（コンピュータにより電子的方式、磁気的方式等で作成された仮想の空間をいう。）における体験、手続等を可能とする技術をいう。）等の新しい情報通信技術の総称をいう。

2 この要綱において「実証実験」とは、新たな技術、サービス、製品等の提供を場所、期間等を限定して行い、その実用化に向けた有効性、問題点等の検証を行うことをいう。

(実証実験サポート対象者)

第3条 実証実験サポートを受けることができる者は、実証実験を的確に実施できる組織、人員等並びに技術的能力及び管理能力を有する法人であると市長が認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、実証実験サポートを行わない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(2) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(3) 実証実験の実施に当たって必要な許認可その他関係法令上の規定による要件を欠いている者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が実証実験サポートの目的等に照らして適当でないと認める者

（支援対象事業）

第4条 実証実験サポートの対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす実証実験とする。

(1) 先端技術等の活用により、社会及び地域の課題解決を図り、又はより豊かで便利な市民生活の実現に資するものであること。

(2) 新たな産業の創出及び本市の魅力の向上につながるものであること。

(3) 市が効果的な支援を行うことが可能なものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実証実験サポートの対象としない。

(1) 次条の規定による支援申請を行った日の属する年度内に支援対象事業を実施する可能性が低いと市長が認めるものであるとき。

(2) 支援対象事業の実施により第三者に被害を及ぼす可能性が高いと市長が認めるものであるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が実証実験サポートの対象として不適当と認める

ものであるとき。

(支援申請)

第5条 実証実験サポートを受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所定の事業計画書
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援対象事業の着手時期)

第6条 支援対象事業の着手時期は、次条の規定による実証実験サポートの決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において支援対象事業の性質その他の事情によりやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により実証実験サポートを受けようとする者は、前条の申請書に、所定の事前着手理由書を添付しなければならない。

(実証実験サポートの決定)

第7条 市長は、第5条の申請書の提出があったときは、これを審査し、実証実験サポートの適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、実証実験サポートの目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(支援内容等)

第8条 市長は、前条の規定により実証実験サポートの決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）に対し、次に掲げる支援を必要に応じて行うものとする。

- (1) 支援対象事業の実施に必要な市が保有する施設、設備、情報等の提供に係るあっせん
- (2) 支援対象事業の実施に係る地域住民等との調整に関する支援
- (3) 支援対象事業に係る実証実験への参加者の募集に関する支援
- (4) 支援対象事業に係る国、県等への必要な手続及び制度説明等に関する支援
- (5) 広報紙、倉敷市ホームページ等を活用して行う支援対象事業に係る情報発信
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

2 前項に掲げるもののほか、市長は、支援事業者からの申請に基づき、予算の範囲内で支援

対象事業の実施に要する経費の一部について、補助金を交付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する支援事業者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により徴収を猶予されている者を除く。）

（補助対象経費）

第9条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支援対象事業の実施に必要な経費のうち、賃借料（機器装置、工具器具等の借入に係るものに限る。）、備品購入費（借入が困難な物品に係るものに限る。）、消耗品費、会場使用料、報償費、広報費、旅費（国内公共交通機関の利用に係るものに限る。）、通信運搬費、外注費その他市長が必要と認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、人件費、家賃、光熱水費、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、保険料、公租公課、パーソナルコンピュータ等の支援対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

- 3 暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額）

第10条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする支援事業者は、市長が別に定める期日までに、所定の申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第12条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の決定を受けた支援事業者は、当該決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該補助金に係る交付申請を取り下げることができる。

(支援対象事業の内容の変更)

第14条 支援事業者は、支援対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、支援対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付し、又は第12条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(支援対象事業の中止又は廃止)

第15条 支援事業者は、支援対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(支援対象事業の遅延等の報告)

第16条 支援事業者は、支援対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は支援対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第17条 支援事業者は、支援対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証する書類（補助金の交付の決定を受けた場合に限る。）

(2) 写真、実施記録その他の支援対象事業の実施の状況が分かる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を受けた支援事業者から前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認

めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第19条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、支援事業者からの請求により補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(実証実験サポートの決定の取消し等)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実証実験サポートの決定又は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 支援事業者が、偽りその他不正な手段により実証実験サポートの決定又は補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 支援事業者が、市の指示又は指導に従わないとき。

(3) 支援事業者が、第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(4) 支援対象事業が、第4条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(5) 事故等により、支援対象事業が実施又は継続できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の経理等)

第21条 支援事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力及び情報の公表)

第22条 支援事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、支援事業者の名称並びに支援対象事業の取組内容及び成果について、支援事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。